

第 1 章 事業者の氏名及び住所

事業者の名称 : 忠岡エコサービス株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役 久保 昭典

所在地 : 大阪府泉北郡忠岡町新浜二丁目 5 番 46 号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業

2-2 対象事業の目的

2-2-1 事業の目的

本事業は、令和5年2月8日に忠岡町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス（現・有限会社ショウワメンテナンス）の三社から構成される事業グループとの間で締結した「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」（以下、「公民連携協定」という。）に基づき、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設（焼却施設）及びリサイクル施設（破碎選別施設）を整備・運営するものである。これらの施設を総称して、地域エネルギーセンターという。

本事業においては、一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取組み強化による循環型社会の実現をしつつ、エネルギー回収施設において廃棄物の焼却による熱エネルギーを回収し、発電する計画としている。発電した電気は事業所内で利用するとともに、余剰電力は地域において有効活用することにより、エネルギーの地産地消による自立・分散型社会の形成やエネルギーの脱炭素化を図り、災害時の復旧・復興に資する取組み等も推進することとしている。このようにエネルギー回収施設を地域のエネルギーセンターとして整備することで、「廃棄物エネルギーによる再生可能エネルギーを主体とした地域循環共生圏」の構築にも貢献できると考えている。

加えて、本事業は、令和6年8月に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」に掲げる「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」といった循環型社会形成に向けた中長期的な方向性に合致する事業であると考えている。

2-2-2 事業計画策定の経緯

本事業は、忠岡町との公民連携協定に基づき進めていく計画であるが、本協定締結に至った経緯を以下に記載する。

これまで忠岡町域から発生する一般廃棄物については、忠岡町新浜2丁目に設置されていた「忠岡町クリーンセンター」（以下「旧クリーンセンター」という。）で処理されていた。

旧クリーンセンターは、昭和61年に稼働を開始し、ダイオキシン類の対策や設備等の更新工事を行い稼働されてきていたが、老朽化に伴い維持管理コストが増大している状況であった。

一方で、旧クリーンセンターの運転管理契約が令和5年度末（令和6年3月）で終了する予定であったことから、以降のごみ処理手法について、忠岡町では、令和3年度から先進事例等を含めた検討が始められ、令和4年5月には検討のベースとなる「忠岡町一般廃棄物処理基本構想」を取りまとめられ、現状における町域の一般廃棄物処理状況を整理された上で、ごみ処理の課題を把握された。

令和4年度には、引き続き事業手法の実現性や効果等の観点から比較・検討を進められた結果、「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定された。

その後、議会説明及び住民説明が行われた上で、公募型プロポーザル方式による事業者選定を経て、令和5年1月の忠岡町議会臨時会において「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定」を締結することについて可決され、忠岡町として公民連携によるごみ処理を推進することの意思決定がなされた。

この議決を受けて、令和5年2月8日に忠岡町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス(現・有限会社ショウワメンテナンス)の三社から構成される事業グループとの間で「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」が締結され、公民連携によるごみ処理事業を進めることとなった。

令和5年3月には、大栄環境株式会社、有限会社松和メンテナンス(現・有限会社ショウワメンテナンス)、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との共同出資による新会社「忠岡エコサービス株式会社」(以下「当社」という。)を設立し、本事業を進めていくこととなった。

現在、旧クリーンセンターの運転は終了しているため、忠岡町域から発生する一般廃棄物については、旧クリーンセンターの敷地内に併設されていた忠岡町し尿処理施設を解体撤去した跡地に、当社が「ごみ中継施設」を設置し、令和6年4月より当該施設において受け入れを行っている。そして、当該施設で積み替え後、三重県伊賀市の大栄環境グループの廃棄物処理施設において処理されているところである。

2-2-3 事業の検討

当社は、「忠岡町一般廃棄物処理基本計画(改定版) 令和5年3月 忠岡町」及び令和5年2月8日に忠岡町と締結した「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」に基づき、事業を進める。

(1) 事業の実施場所

本事業の実施場所は、旧クリーンセンターが設置されていた忠岡町新浜2丁目である。

当地では、昭和61年に旧クリーンセンターが供用を開始し、令和6年3月末まで忠岡町域から発生する一般廃棄物を安定して処理されてきた実績がある。当地は忠岡町の臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線まで900m以上の距離が保たれている。

また、廃棄物の搬入出を考えた場合、主要なルートとなる阪神高速4号湾岸線や大阪府道29号(大阪臨海線)から事業計画地までの間に住居等の立地がないことから、運搬車両の走行による環境影響を軽減することができる。

(2) 処理する廃棄物の種類

地域エネルギーセンターで処理する一般廃棄物は、忠岡町域から発生するごみ及び災害時に発生する災害廃棄物とし、産業廃棄物は、表2-3(P.14)に示す廃棄物とする計画である。

(3) 廃棄物処理における適正な循環利用と廃棄物処理施設の規模

本事業は、前述の「第5次循環型社会形成推進基本計画」に沿うべく、「サーキュラーエコノミー」や「脱炭素社会」等に合致した方向で進める計画として、廃棄物の「適正な循環的利用」※に取り組む。

しかし、これらの実現において、国内の物流事情にフォーカスすると、生産側(動脈企業)と処理側(静脈企業)との連携における課題は多く、「品質が不安定」「需要量に対して供給量が桁違いに足りない」といったミスマッチが起こっている。当社としては、施設の高度化や取扱量の安定を図ることで、これらの課題解決に寄与し、廃棄物の「適正な循環的利用」を推進したいと考えており、国も循環システムの構築が目指すべき姿であると言及されている。

一方、そのような取組みを推進する中でも、再生利用に適さない廃棄物が一定量発生する。それらを含め「適正な循環的利用」を進めるためにも熱回収施設は必要であるという認識である。つまり、当社はマテリアルリサイクル等を行う施設の高度化や取扱量の安定を図ることで、再生利用への取組みを拡大しつつ、再生利用に適さない廃棄物を焼却施設にて熱回収することで、「適正な循環的利用」の最適化を目指している。

(※)廃棄物処理施設整備計画(R5.6 閣議決定)にて示されている「再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う」の意である。

また、国は、廃棄物処理・資源循環業界における2050年カーボンニュートラルを達成するために、焼却施設を建替える際は、熱回収効率を向上させるために処理能力を大きくして建替えることを推奨している。そして、当面は熱回収により脱炭素社会に寄与することとし、将来はCCU※等によりカーボンネガティブを目指すという方向を示している。

本事業においても、将来CCU※を導入した場合は、自立運転(他からのエネルギーを使用せず、自らの施設で発生させたエネルギーのみで運転)によるCO₂回収を可能とするために必要な施設規模及び発電規模を検討した。

一方、「大阪府災害廃棄物処理計画(令和元年7月修正)」によると、「大規模な震災等が起これば、大阪府域では多量の災害廃棄物が発生するが、早期に復旧復興を図るためには、災害廃棄物の処理は少なくとも3年以内に完了する必要がある。災害廃棄物は一般廃棄物であり、各市町村が処理責任を有していることから、まず相互支援協定を締結している市町村(以下、「地域」という。)が連携して地域内の処理に当たり、さらに必要に応じて大阪府が連携、協力して処理に当たる。また、この期間内に全ての廃棄物を大阪府域だけで処理することは相当な困難を要することから、近畿圏を中心に民間事業者の協力も得ながら広域処理体制の整備を図る。」と記載があり、民間の焼却施設の協力等が必要とされている。当社としては、本事業により十分な処理能力を確保することで、早期の復旧復興に貢献できればと考えている。なお、災害廃棄物の受入対応枠は定量として設定するのではなく、要請に応じた受入対応を想定している。

(※)CCUとは、「Carbon Capture and Utilization(炭素捕捉・利用)」の略称で、二酸化炭素を大気中に排出することなく捕集し、それを様々な形で再利用する技術やプロセスを指す。これは、貯留するのではなく、有用な製品やエネルギー源として活用することに焦点を当てている。

以上を踏まえ、「地域エネルギーセンター」において必要な廃棄物処理施設の規模については、エネルギー回収施設(焼却施設)は平均処理計画量として200t/日、これによる発電電力は4,950kW、リサイクル施設(破碎選別施設)は平均処理計画量として50t/日と計画している。

2-2-4 環境配慮の内容

事業計画の策定にあたり、事業計画に反映した環境配慮の内容及び環境配慮事項として選定しなかった項目について、その理由を表2-1(1)～(6)に示す。

表2-1(1) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
1 基本的事項		
1-1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	本事業の実施に当たっては、大阪府、忠岡町、泉大津市、岸和田市の環境計画における方針・目標等との整合を図り、環境への負荷低減に努める。
事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	・事業計画地は、臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が位置する旧海岸線まで 900m 以上の距離が確保されている。 ・事業計画地は、旧クリーンセンターの跡地であることから、新たな開発面積の拡大はない。 ・施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した意匠、色彩とする計画である。 ・周辺地域との調和を図るため緑地の確保に努める。
事業計画地の下流域及び周辺地域において、上水取水池、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	×	事業計画地は埋立地であり、下流域及び周辺地域において水利用はされていないため、環境配慮事項として選定しなかった。
1-2 改変区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の改変や樹林の伐採等を行う場合には、その改変区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業は、旧クリーンセンターの敷地内における計画であり、大きな土地改変は行わず、自然植生の伐採等も極一部と考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	工事による発生土は、可能な限り現場内で再利用するが、場外へ排出する際は適切に処分を行う計画である。

表 2-1 (2) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
2循環		
2-1資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。 ・リサイクルが可能な廃棄物については、リサイクル施設で受入し、選別過程で発生する有価物やリサイクルが可能な廃棄物を回収する。可燃系廃棄物については焼却処理等を行い、それによって得られるエネルギーをプラントの電力等として有効利用(サーマルリサイクル)に努め、エネルギーの効率的利用を図る計画とする。 ・発生土は、埋戻しや盛土等への再利用の徹底を行う。また、建築資材等について、リサイクル製品を使用することを可能なかぎり検討する。
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化、リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。	○	建物・施設の設計は、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用することとし、分離しやすく、再生利用が容易な資材を用いる計画とする。
2-2水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	○	・屋根に降った雨水は一部を回収し、植樹した草木の散水に利用する計画とする。 ・プラント排水については、炉内温度調整のための噴霧水として全量再利用する計画とする。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	事業計画地内において、多くの緑地を配置することで、保水機能等に十分配慮した土地利用を計画する。
3生活環境		
3-1大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	○	当社の廃棄物運搬車両等及び工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路は通行しない計画とする。廃棄物持込業者に対しても同様の内容を指導する。
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	○	当社の廃棄物運搬車両等は、運搬効率の向上等により走行台数を抑制するように努める。また、廃棄物持込業者に対しても同様の内容を指導する。
施設で使用管理する車両については、低公害車の導入に努めること。	○	大栄環境株式会社が保有する排ガス規制適合車、排ガス低減車、NOx・PM低減車などの車両を供用開始時には使用することに加え、車両の更新時には、可能な限り、低公害車の導入に努める。

表 2-1 (3) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の 選 定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
施設の規模、配置及び構造の検討に当たっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	・排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素対策は、バグフィルタ入口煙道中に、消石灰等の薬剤を噴霧し中和反応処理を行い、反応後ばいじんとともに、ろ布で捕集・除去する方式を採用する。 ・排ガス中の窒素酸化物対策は、発生要因を減らすため、ストーカ、二次燃焼室の二段階で燃焼するとともに、触媒反応塔においてアンモニアを吹き込み、窒素酸化物排出量の低下に努める。(排ガス処理方法においては暫定の計画であり、詳細設計により変更の可能性がある。) ・排水対策は、プラント排水を炉内噴霧処理としたクローズドシステムを採用する。 ・騒音振動対策について、騒音振動を抑えるため、強固な基礎による振動防止や低騒音型機器を採用するなどの対策を講じる計画とする。 ・悪臭対策は、建屋外に臭気が漏洩することを防止するため、悪臭の発生する廃棄物ピットは屋内に設置し、建屋内空気を燃焼用空気として吸引する計画とする。
工事計画の策定に当たっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、裸地の早期緑化等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	・工事計画の策定に当たっては、工事の平準化、影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用などで、大気汚染、騒音・振動の影響の低減に努める計画とする。 ・旧クリーンセンターの解体に当たってのダイオキシン類の飛散防止対策は、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等に従うとともに、解体前後に環境調査を実施するなど、周辺環境への影響がないことを確認し、安全に十分注意しながら解体作業を行う計画とする。 ・建設工事に伴う濁水は、一旦沈砂槽に滞留させ土砂を分離した後、上澄み水を雨水幹線へ排除する。
3-2 地盤沈下		
地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。	×	本事業において、地下水の採取などの地盤沈下に繋がる行為はないため、環境配慮事項として選定しなかった。
3-3 土壌汚染		
土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。	○	・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い忠岡町が実施した「土壌汚染状況調査」の結果を基に事業計画地の状況を把握する。土壌汚染が判明した場合は、周辺環境への影響がないよう適切な措置を講じる。汚染土壌を掘削除去する場合、当該土壌については、許可を有する汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。 ・汚染土壌を掘削除去する場合は、掘削の工法や運搬方法などについても法令に準拠して行う。 ・搬入する廃棄物及びその処理後物は適正に管理することや有害物質の地下浸透防止対策を講じる。
3-4 日照障害、電波障害、反射光		
建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害、反射光に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業は、周辺地域に日照障害、電波障害及び風害による影響を及ぼすことはないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。

表 2-1 (4) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
3-5都市景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等について、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等により修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。	○	施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した施設の配置、意匠、色彩に加え、緑地を確保する計画である。
4自然環境		
4-1気象・地象・水象		
土地の改変、建物・構造物の規模・配置・形状については、事業計画地及びその周辺における風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、湖沼への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	×	周辺地域の気象・地象・水象に影響を与えるような土地改変及び構造物の設置はないため、環境配慮事項として選定しなかった。
地下構造物の建設や地下水採取に当たっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業では大規模な地下構造物の建設や地下水採取はないため、環境配慮事項として選定しなかった。
4-2陸域生態系・海域生態系		
土地利用や施設配置の検討に当たっては、生物多様性と多様な生物からなる生態系への影響の回避又は低減に努めること。また、水域と陸域との移行帯における生物多様性の保全も考慮にいとるとともに、水域とその周辺の陸域及び移行帯を一体と捉えた生態系機能の維持に努めること。さらに、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	×	事業計画地は、既に旧クリーンセンター(焼却施設及びし尿処理施設)として利用しており、本事業の実施により、自然植生の伐採、干潟の減少など、動植物の生息・生育環境への影響はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全と、多自然型工法の採用等による動植物の生息生育空間の創出に努めること。なお、緑地等の保全に当たっては、事業計画地周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定に当たっては、現存植生及び自然植生に配慮すること。	×	事業計画地は、既に旧クリーンセンター(焼却施設及びし尿処理施設)として利用しており、本事業の実施により、良好な緑地、水辺等が減少することがないため、環境配慮事項として選定しなかった。なお、施設の設置に際しては、可能な限り周辺環境に配慮した緑地の確保に努める。
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生育・生息環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	×	工事の規模から、周辺地域の動植物の生育・生息環境に影響を与えることがないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
4-3自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	○	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる自然景観はないが、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう配慮する。

表 2-1 (5) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
4-4人と自然との触れ合いの活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、人と自然との触れ合いの活動への影響の回避又は低減に努めること。	○	事業計画地周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」へのアクセスに影響が出ないよう、廃棄物運搬車両等及び工事車両の運搬効率を向上させ走行台数の抑制に努める。
5歴史的・文化的環境		
5-1歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	○	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる歴史的・文化的景観はないと考えられるが、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう配慮する。
5-2文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	×	事業計画地を含む周辺地域には、影響を及ぼす対象となる文化財はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
6環境負荷		
6-1温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	・廃熱ボイラによる熱回収、発電を行うことで燃料使用によるCO₂削減に努めるほか、可能な限り省エネルギー型機器の採用を検討する。 ・オゾン層破壊物質である特定フロン取り扱いを行わない。 ・CO₂削減の対策の一例として、リサイクル施設（破碎選別施設）の破碎処理後物（可燃物）は、遠方まで運んで処理するのではなく、事業敷地内に併設するエネルギー回収施設（焼却施設）で処理することで、車両走行に伴う温室効果ガスの低減を図る。 ・計画的な削減を図る方策の一例として、施設で使用する機器は、可能な限り省エネ型とするよう計画的に導入する。
6-2廃棄物、発生土		
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。	○	施設機器は、可能な限り長期使用ができるものを採用する計画とし、事務所から発生する廃棄物については可能な限り発生抑制に努めるとともに、リユース・リサイクルを徹底し、減量化を図る。
施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の採用等により、発生土の発生抑制に努めること。	○	工事の際は、施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の検討・採用を行い、発生土の発生抑制に努める。
発生土の処分及び仮置きに際しては、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努めること。運搬に際しては、飛散流出の防止に努めること。	○	・工事に伴う発生土は、可能な限り土量バランスを図り、削減することで、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努める。 ・発生土を仮置き又は運搬する際は、飛散しないようシート掛けを行うなど飛散防止対策を行う。

表 2-1 (6) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境 配慮 の選定	環境配慮の内容及び 選定しなかった項目とその理由
7 気候変動適応等		
7-1 洪水・内水氾濫		
浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、洪水・内水氾濫による浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	×	事業計画地は、想定最大規模降雨で河川氾濫による浸水被害は想定されていないため、環境配慮項目として選定しなかった。
7-2 高潮・高波		
工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○	本事業は、機器に応じて独立基礎、非常用発電機の設置、機器を高所に設置することで高潮・高波に起因する廃棄物の流出や化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努める。
7-3 地震		
施設の耐震性能の確保、電力喪失対策及び液状化への対策など、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○	本事業は、耐震性能の確保や施設全体の処理設備ごとに分棟、機器に応じて独立基礎、非常用発電機の設置、以上の対策を講じる計画であり、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努める。
7-4 津波		
沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、津波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。	○	本事業は、機器に応じて独立基礎、非常用発電機の設置、機器を高所に設置することで津波に起因する廃棄物の流出や化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努める。

2-3 対象事業の内容

2-3-1 事業の種類

本事業は、表2-2のとおり、「大阪府環境影響評価条例施行規則」（平成11年3月29日 大阪府規則第17号）別表第1（第3条関係）第6号の表に掲げられた要件のうち、下線部に該当する。

表2-2 大阪府環境影響評価条例施行規則別表第1（第3条関係）第6号

項	事業の要件
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第八条第一項のごみ処理施設(以下「 <u>ごみ処理施設</u> 」という。)の設置の事業(一の事業場に設置される <u>ごみ処理施設のうち焼却施設</u> にあつては処理能力の合計が一日当たり百トン以上、 <u>焼却施設以外のごみ処理施設</u> にあつては処理能力の合計が一日当たり二百トン以上であるものに限る。)
二	(略)
三	廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の焼却施設(以下「 <u>産業廃棄物焼却施設</u> 」という。)の設置の事業(一の工場又は事業場に設置される <u>産業廃棄物焼却施設の処理能力</u> (一日の稼働時間が八時間未満の場合にあつては、八時間として算出した処理能力)の合計が一日当たり百トン以上であるものに限る。ただし、汚泥、廃酸又は廃アルカリを焼却する産業廃棄物焼却施設にあつては、バーナーを定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油に換算した量が一時間当たり四キロリットル以上であるものに限る。)
四	(略)
五	(略)

2-3-2 事業の実施場所

本事業の実施場所は、図2-1(1)～(2)に示すとおり、忠岡町の臨海部にある埋立地に位置し、周辺には事業所、運動広場や大阪南下水汚泥広域処理場があり、市町境界を経た岸和田市側には貯木場が広がっている。

また、住居等が立地する旧海岸線の東側までは、阪神高速4号湾岸線、大阪府道29号（大阪臨海線）を挟んで約900mの距離がある。



図2-1(1) 事業の実施場所（広域図）

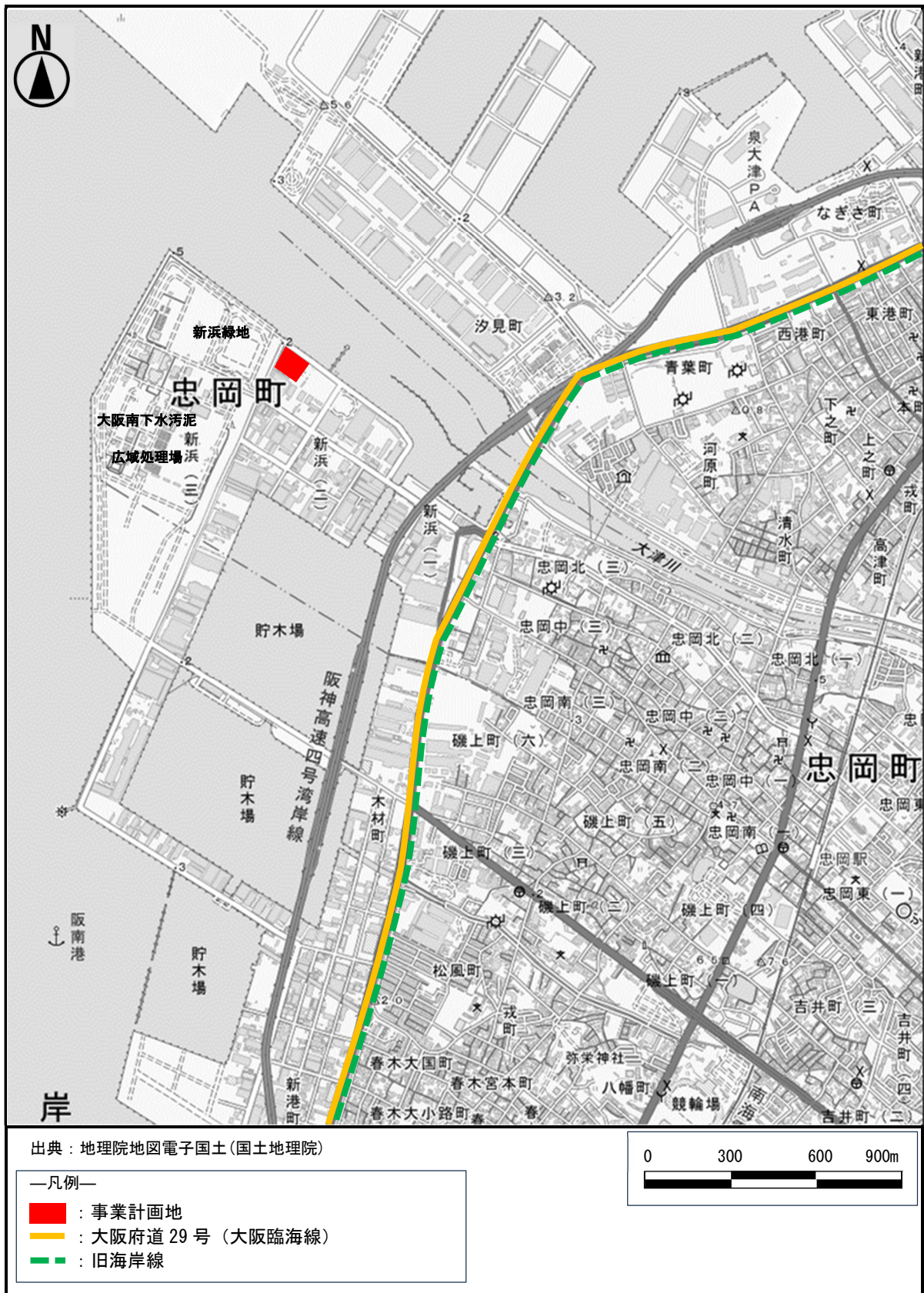


図 2-1 (2) 事業の実施場所 (狭域図)

2-3-3 処理する廃棄物の種類

処理する廃棄物の種類は、表 2-3 に示すとおりである。

表 2-3 処理する廃棄物の種類

施 設	取扱う廃棄物の種類
エネルギー回収施設 (焼却施設)	【一般廃棄物】 1. 忠岡町域から発生する可燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む) 【産業廃棄物】 1. 汚泥 2. 廃油 3. 廃酸 4. 廃アルカリ 5. 廃プラスチック類 6. 紙くず 7. 木くず 8. 繊維くず 9. 動植物性残さ 10. ゴムくず 11. 金属くず 12. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 13. がれき類 ※金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、その他の品目に混入して処分することが必要であるものに限る。 ※汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。
リサイクル施設 (破碎選別施設)	【一般廃棄物】 1. 忠岡町域から発生する粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む) 【産業廃棄物】 1. 廃プラスチック類 2. 紙くず 3. 木くず 4. 繊維くず 5. ゴムくず 6. 金属くず 7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 8. がれき類 ※廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2-3-4 施設の規模

施設の規模は、表 2-4 に示すとおりである。

表 2-4 施設の規模

施設の名称	1 日当たりの平均処理計画量	最大処理能力
エネルギー回収施設 (焼却施設)	200t/日	220t/日 (廃棄物処理量制御における 10% 程度の変動を想定)
リサイクル施設 (破碎選別施設)	50t/日	784.8t/日 (比重の大きい廃棄物を単品処理した際の破碎機の処理能力)

2-3-5 施設の計画

(1) 廃棄物処理・エネルギー回収の流れ

本事業は、エネルギー回収施設（焼却施設）及びリサイクル施設（破碎選別施設）を整備し、忠岡町域から発生する一般廃棄物（災害廃棄物を含む）に加え、事業活動により発生する産業廃棄物を適正に処理する計画である。

廃棄物処理のフロー図は図2-2に示すとおりである。

エネルギー回収施設（焼却施設）では、リサイクルに回すことができない可燃物を焼却し、焼却処理後の残渣物（焼却灰等）は埋立処分を行う。一方で、現在のごみ中継施設内に設置を計画しているリサイクル施設（破碎選別施設）では、受け入れた廃棄物のうち、リサイクル可能なものはリサイクルに回すとともに、それ以外の可燃系廃棄物及び不燃系廃棄物については、それぞれを破碎選別後、可燃物は焼却処理を、不燃物は埋立処分を行う計画である。

また、エネルギー回収施設（焼却施設）では、焼却廃棄物の処理に伴い生じる熱エネルギーを基に発電した電気を場内で使用する他、余剰電力は、地元地域で有効利用することを検討している。

施設では、法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物は取扱わない。なお、廃棄物の受け入れ、処理に当たっては、以下に示す維持管理を行う。

< 廃棄物の受け入れ、処理に当たっての維持管理 >

産業廃棄物の受け入れにあたっては、受け入れ前（排出事業者との商談時）に、排出しようとする産業廃棄物の現物を確認し、また、許可品目であるかどうか、処理可能物であるかどうかについて、計量証明書やWDS（廃棄物データシート）、SDS（安全データシート）等によりあらかじめ確認を行う。確認の結果、処理可能と判断した場合は、排出事業者との間で処理委託契約を締結する。

産業廃棄物を現場で受け入れる際は、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、許可品目外のものが入混じっていないかどうか、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうか、目視確認を行う。万が一、許可品目外のものや契約外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者と連絡し、産業廃棄物の引き取りを依頼する。

一般廃棄物については、マニフェストの発行はないが、産業廃棄物と同様に受け入れる際には目視確認を行い、処理可能物であるかどうかを確認する。

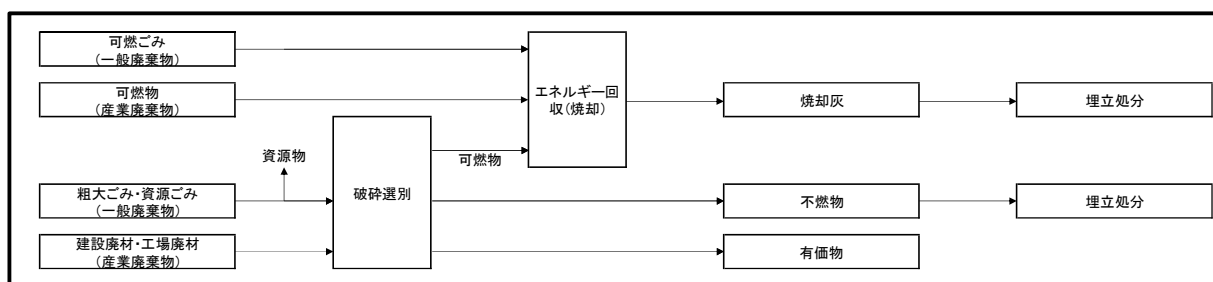


図2-2 廃棄物処理のフロー図

(2) 主要な施設の概要

① エネルギー回収施設（焼却施設）

エネルギー回収施設（焼却施設）の概要は表 2-5、処理フローは図 2-3 に示すとおりである。

なお、施設概要については、現段階の設計値（暫定）であるため、詳細設計により変更する可能性がある。

表 2-5 エネルギー回収施設（焼却施設）の概要

項 目		概 要
炉形式		ストーカ炉
処理能力		220t/日×1 炉
処理する廃棄物の種類		【一般廃棄物】 可燃ごみ 【産業廃棄物】 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
発電電力		4,950 kW
運転条件	稼働時間	24 時間/日
	稼働日数	300 日/年
	点検頻度	定期検査 2 回/年
燃焼温度		850℃以上
滞留時間		2 秒以上
排気筒	高さ	50m※
	頂部径	1.188m
排ガス温度(煙突出口)		約 170℃
排ガス量	湿り	約 69,000N m ³ /時
	乾き	約 56,000N m ³ /時
	酸素濃度	約 9.5%(乾き)
排ガス濃度 (O ₂ 12%換算)	ばいじん	0.04g/N m ³ 以下
	窒素酸化物	250ppm 以下
	硫黄酸化物	114ppm 以下
	塩化水素	430ppm 以下
	一酸化炭素	100ppm 以下
	水 銀	30μg/N m ³ 以下
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/N m ³ 以下
燃えがら	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下
ばいじん	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

※本事業のエネルギー回収施設は大栄環境（株）の和泉エネルギープラザ（以下、和泉 EP）と同等の施設仕様で計画しています。和泉 EP に係る環境影響評価では、排気筒の高さを 50m として環境影響予測を行い、環境保全目標を満足する結果が得られたことから、それを参考に、本事業でも 50m と計画しています。

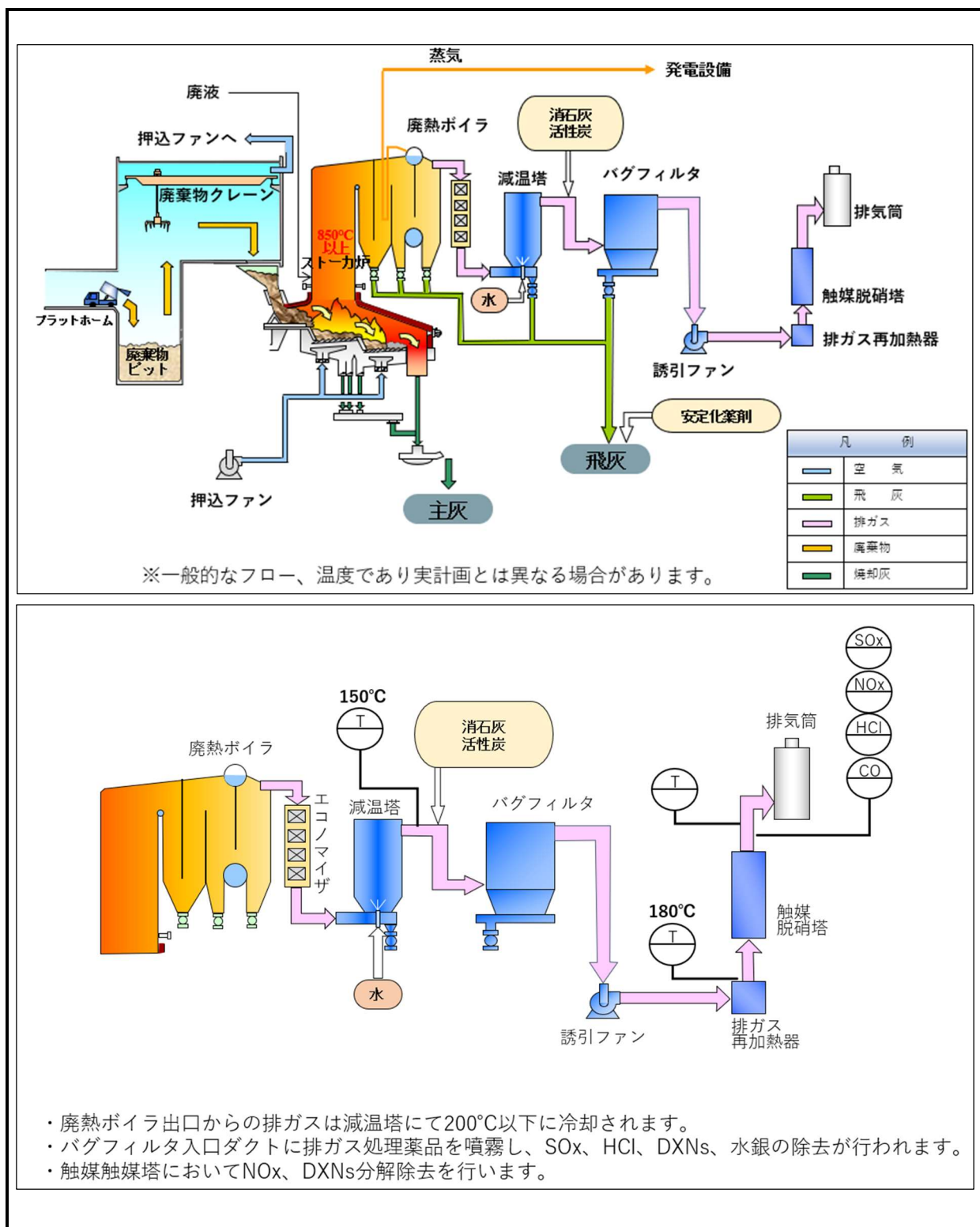


図 2-3 エネルギー回収施設（焼却施設）の処理フロー図

②リサイクル施設（破砕選別施設）

リサイクル施設（破砕選別施設）の概要は表 2-6、処理フローは図 2-4 に示すとおりである。なお、施設概要については、現段階の設計値（暫定）であるため、詳細設計により変更する可能性がある。

表 2-6 リサイクル施設（破砕選別施設）の概要

項 目		概 要
処理形式		二軸破砕式
処理能力		784.8t/日※×1 基 (平均処理量 50t/日) ※比重の大きい廃棄物を単品処理した際の破砕機の処理能力を設定
処理する廃棄物の種類		【一般廃棄物】 粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ ※資源ごみは予め選別の上、別途取り扱う 【産業廃棄物】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
運転条件	稼働時間	9 時間/日 (8:00～17:00)
	稼働日数	300 日/年
	点検頻度	定期検査 2 回/年

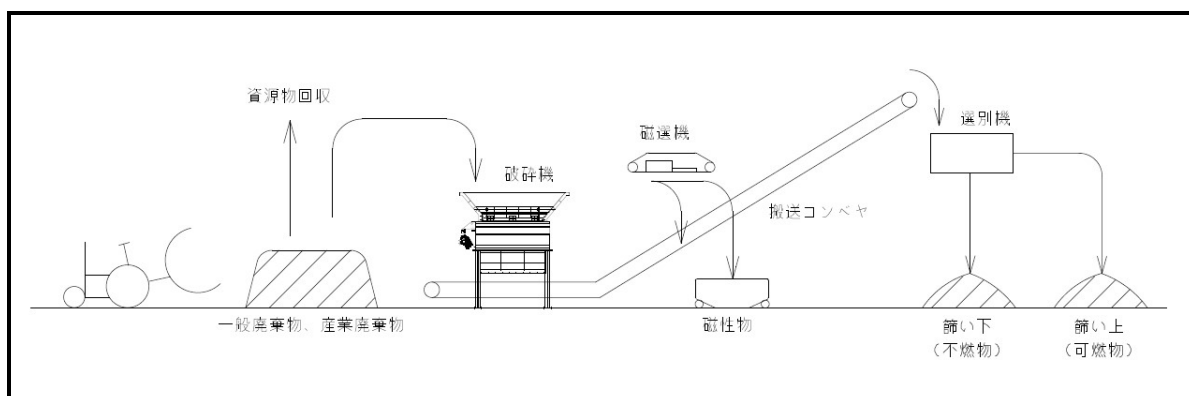


図 2-4 リサイクル施設（破砕選別施設）の処理フロー図

(3) 給排水計画

給水計画は表 2-7、給排水フロー図は図 2-5 に示すとおりであり、上水道を利用する。

なお、生活排水は下水道へ排水し、プラント排水は炉内噴霧処理等によるクローズドシステムとするため、場外への排水はない。

表 2-7 給水計画

用 途	給水量
エネルギー回収施設（焼却施設）等	148t/日
事務所（生活用水）	2t/日
合 計	150t/日

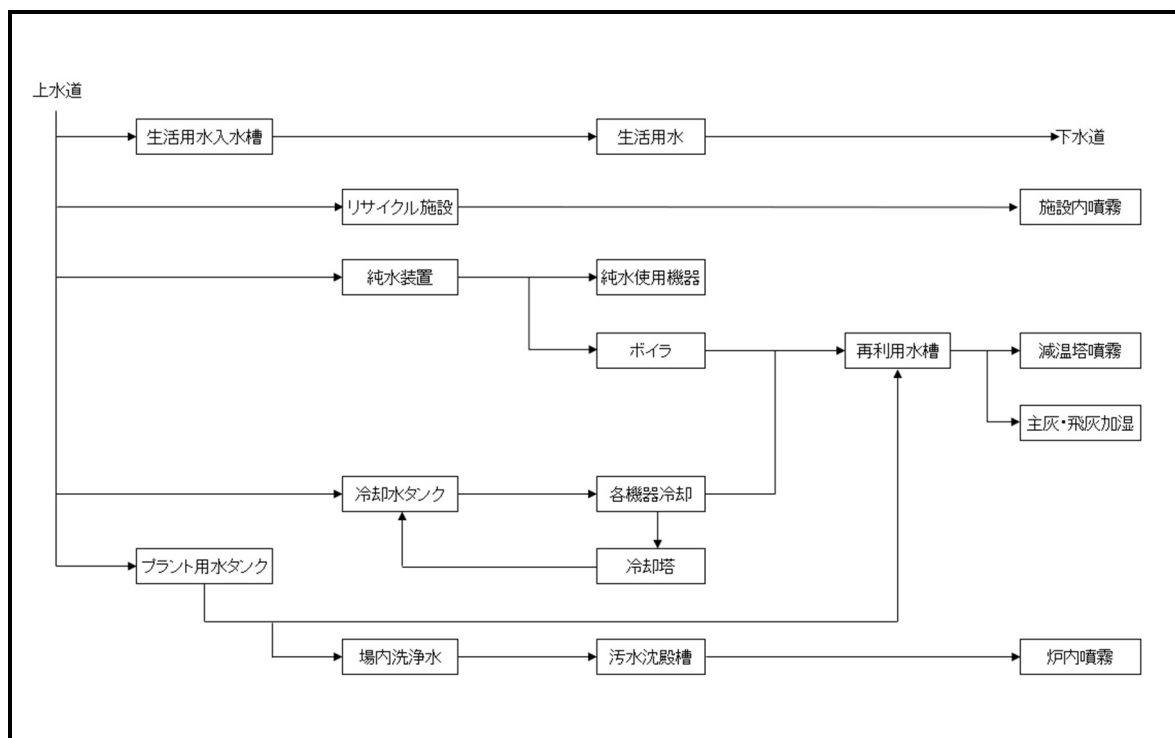


図 2-5 給排水フロー図

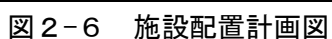
(4) 発電電力の運用

発電電力の運用は、以下に示すとおりである。

廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収し発電利用するものである。発電した電気はリサイクル施設及びエネルギー回収施設等で有効利用する（ZEB と合致した考え方）。また、余剰分については、地元地域で有効利用することを検討している。

施設配置計画図は図 2-6 に示すとおりである。

エネルギー回収施設（焼却施設）の配置は現段階で確定していない。また、緑化は現在の緑地をベースにするものの一部のエリアにて緑地の除去や新設を計画している。なお、緑化計画については、大阪府自然環境保全条例第 34 条に定める緑化計画書を策定予定である。



一般廃棄物は、忠岡町域より収集・運搬され直接事業計画内に、産業廃棄物は、主に大阪府域にて収集・運搬され直接事業計画地内に持ち込まれるものが想定されている。

2-3-8 運行計画

施設の供用に伴い運行する車両の台数は、表 2-8 (1) に示すとおりである。

忠岡町域から発生する一般廃棄物は、現在、事業計画地内に立地している中継施設に搬入し処理されており、施設の供用後も一般廃棄物の運搬車両台数にほとんど変化はないものと考えている。

施設の供用後、新たに発生する車両は、産業廃棄物の運搬車両や薬剤(消石灰、活性炭等)の運搬、従業員の通勤等の施設の維持管理に必要な車両となり、一般廃棄物の運搬車両と合わせた車両（以下、「廃棄物運搬車両等」という。）の台数は、最大時で大型車 70 台/日・往復、小型車 188 台/日・往復（内従業員の通勤車両 50 台/日・往復）を想定している。

なお、一般廃棄物の運搬車両の台数は、現状の実績を参考に、供用開始時 86 台/日・往復と想定している。

表 2-8 (1) 施設の供用に伴い運行する車両の台数（廃棄物運搬車両等）

(単位：台/日・往復)

（単位：台/日・往復）

用 途	廃棄物運搬車両		通勤車両
車 種	大型車	小型車	
	25t 車・10t 車	4t 車・2t 車	乗用車
一般廃棄物 搬入出車両	0	86	50
産業廃棄物 搬入車両	54	42	
産業廃棄物 搬出車両	16	10	
小 計	70	52	
	122		
合 計	70	188（一般廃棄物運搬車両以外は 102）	
	258		

施設の供用に伴い発生する車両の走行ルート別の台数は、表 2-8 (2) 及び図 2-7 のとおりである。

ルート①及びルート②の(阪神高速 4 号湾岸線)を利用する車両は、阪神高速の岸和田北出入口から貯木場内の臨港道路を経て事業計画地へ出入りする。ルート③及びルート④の(府道 29 号(大阪臨海線))を利用する車両は、北部からは府道 29 号の新浜東交差点から貯木場北水門を超え右折し事業計画地へ、南部から進入する車両は新浜東交差点手前約 300m の三叉路を斜め左に入り同じく貯木場水門を超え右折、退出は新浜交差点を利用する。

なお、阪神高速の岸和田北出入口及び新浜東交差点から事業計画地までの間に住居等の環境上保全を要する物件の立地はない。

大型車両（70 台/日・往復）は阪神高速 4 号湾岸線、小型車両（102 台/日・往復）は府道 29 号（大阪臨海線）を使用する。

この主要道路別の走行台数は、阪神高速 4 号湾岸線の北部方面（ルート①）が 54 台/日・往復、南部方面（ルート②）が 16 台/日・往復、府道 29 号の北部方面（ルート③）が 74 台/日・往復、南部方面（ルート④）が 28 台/日・往復となる。

なお、一般廃棄物の運搬（43 台/日）は、現在と同様に主に忠岡町内の街路を走行する。

表 2-8 (2) 施設の供用に伴い運行する車両の走行ルート別の台数（産業廃棄物運搬車両）

(単位：台/日・往復)

廃棄物運搬車両等			大型車	小型車	合 計
主要道路名・走行ルート					
阪神高速道路 4 号 (湾岸線)	北部方面	ルート①	54	-	54
	南部方面	ルート②	16	-	16
府道 29 号 (大阪臨海線)	北部方面	ルート③	-	74	74
	南部方面	ルート④	-	28	28
合計			70	102	172

(単位：台/日・往復)

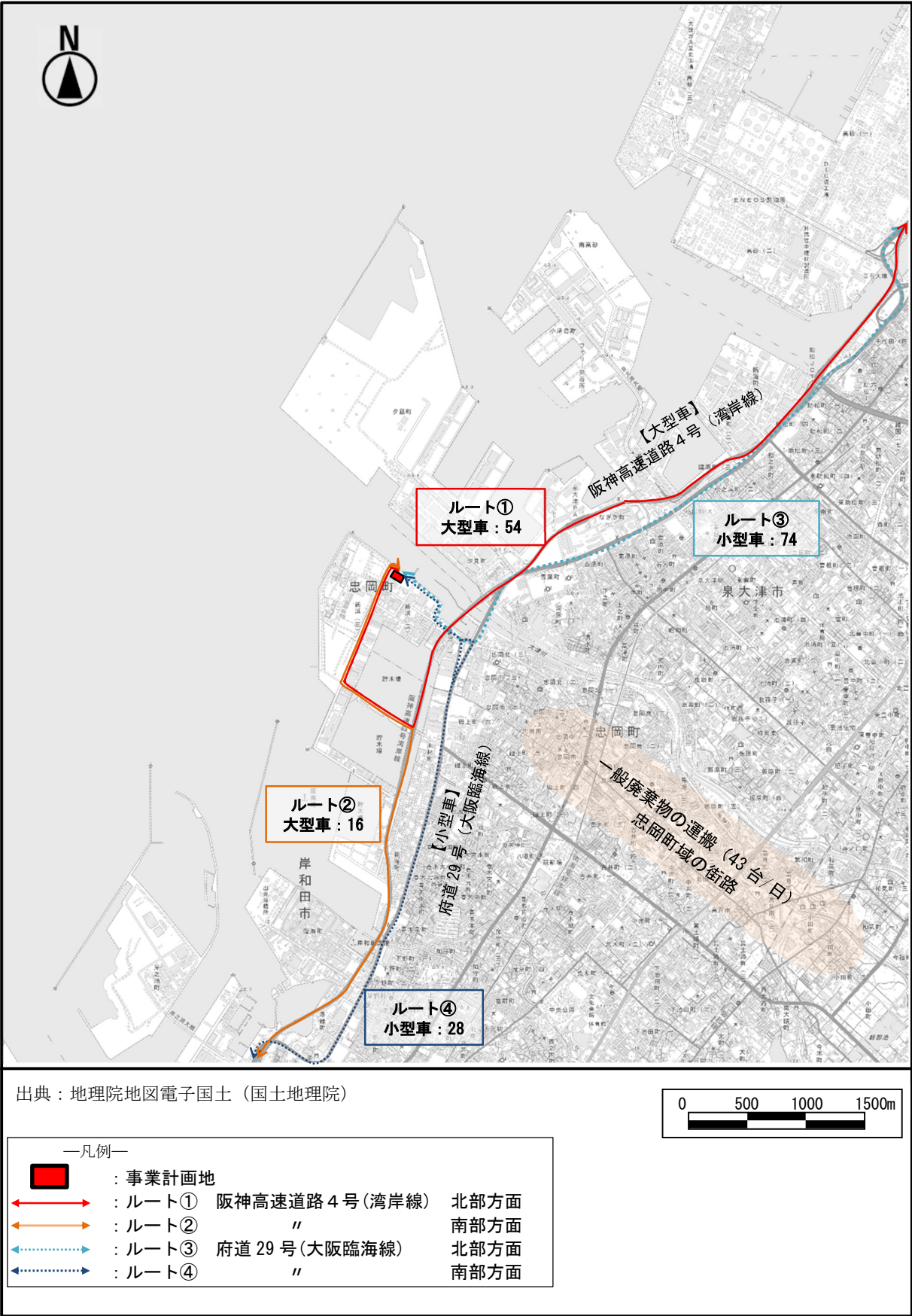


図 2-7 施設の供用に伴い運行する車両の走行ルート

施設の供用に伴い運行する車両の時間帯別台数は、表 2-8 (3) に示すとおりである。

表 2-8 (3) 施設の供用に伴い運行する車両の時間帯別台数（廃棄物運搬車両等）
(単位：台/日・片道)

	時間帯												計
	7 時台	8 時台	9 時台	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台	
産業廃棄物 運搬車両	0	6	6	6	5	3	5	6	6	6	6	6	61
一般廃棄物 運搬車両	4	4	7	10	6	1	4	4	3	0	0	0	43

2-4 工事計画の概要

2-4-1 工事計画の概要

工事工程の概略は、表 2-9 (1)～(2) に示すとおりであり、撤去する旧クリーンセンターの解体工事は、約 12 ヶ月の工期を計画しており、その後の新規焼却炉建設工事の工期は約 21 ヶ月を計画している。

また、建設機械の日別台数は、表 2-10 (1)～(2) に示すとおりである。

なお、撤去する旧クリーンセンターの規模を示す平面図は図 2-8 に示すとおりである。

表 2-9 (1) 概略工事工程表(旧クリーンセンター解体工事)

月次 工種		1 年目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
解体工事	仮設工事	■	■										
	プラント搬出撤去			■	■	■	■	■					
	建屋解体							■	■	■	■	■	
	杭撤去 整地										■	■	■

表 2-9 (2) 概略工事工程表(エネルギー回収施設建設工事)

月次 工種		1 年目												2 年目									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
建設工事	仮設工事	■	■																				
	杭工事		■	■																			
	基礎工事			■	■	■																	
	躯体工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	プラント工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

表 2-10 (1) 建設機械等(旧クリーンセンター解体工事)の日別台数

(最大稼働時期：工事 10 ヶ月目)

(単位：台/日)

《取入稼働時期：工事 10/7月日》			《単位：台/日》
重機	建設機械 (バックホウ、アースオーガ、発電機など)	工事車両 (トレーラ、トラック、ラフタークレーン、ダンプカーなど)	通勤車両
台数	15	13	20
小計	28		
合計	48		

表 2-10 (2) 建設機械等(エネルギー回収施設建設工事)の日別台数

(最大稼働時期：工事 9 ヶ月目)

(単位：台/日)

〔取入稼働時期：工事〇月〇日〕			〔単位：台/日〕
重機	建設機械 (バックホウ、アースオーガ、発電機など)	工事車両 (トレーラ、トラック、ラフタークレーン、ダンプカーなど)	通勤車両
台数	8	31	30
小計	39		
合計	69		

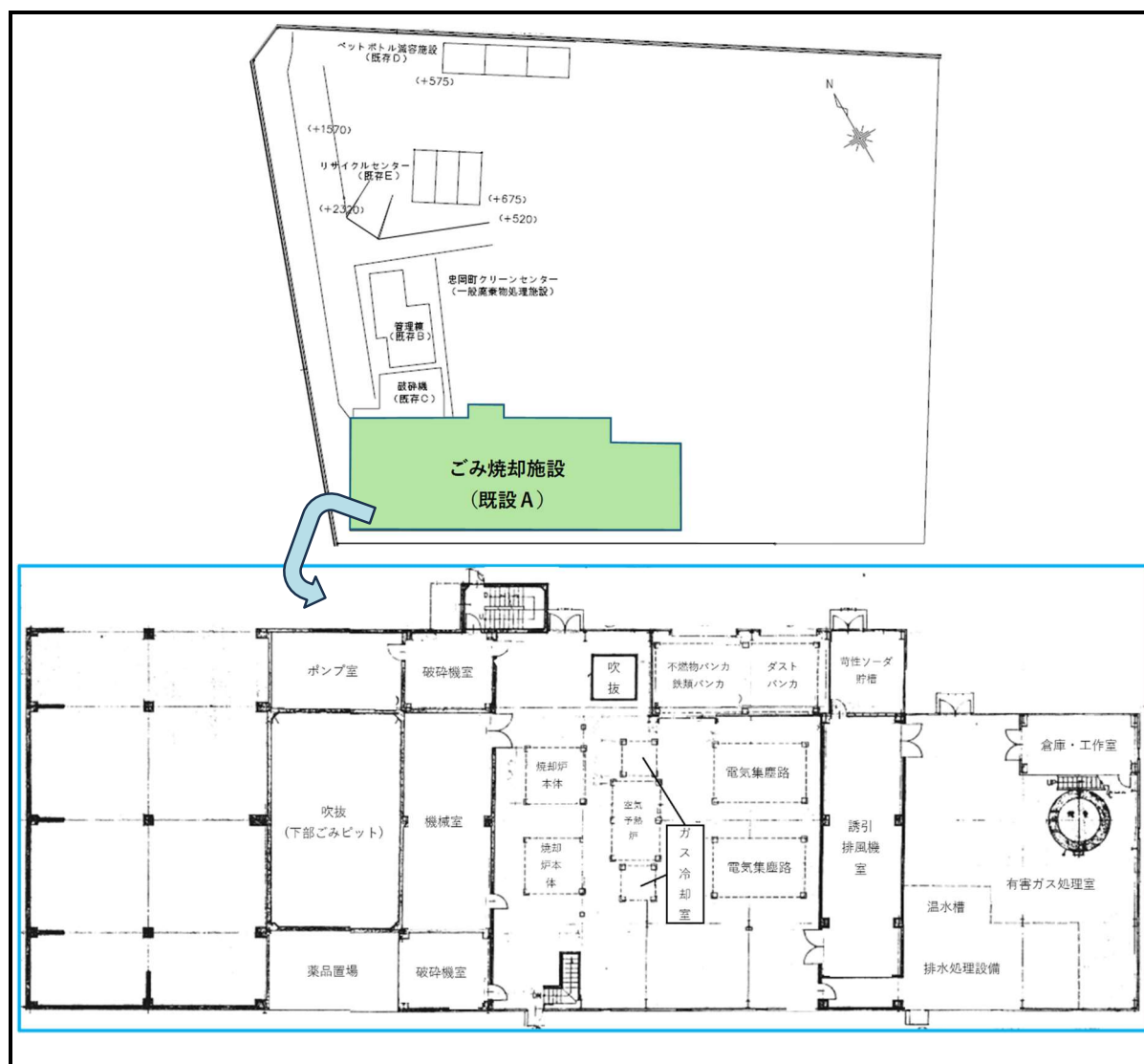


図 2-8 旧クリーンセンター平面図

2-4-2 工事車両

工事車両の通行が最大となる時期における車種別走行台数は、表2-11に示すとおりである。

現段階では工事業者が決定していないため、ルートは未定であるものの、前掲の表2-8及び図2-7と同様、ルート①～④を使用する計画である。

表2-11(1) 工事車両(旧クリーンセンター解体工事)の日走行台数

(最大稼働時期：工事10ヶ月目)

(単位：台/日・往復)

区分	最大稼働時期
大型車(工事車両)	22
小型車(通勤車両)	40
合計	62

表2-11(2) 工事車両(エネルギー回収施設建設工事)の日走行台数

(最大稼働時期：工事9ヶ月目)

(単位：台/日・往復)

区分	最大稼働時期
大型車(工事車両)	62
小型車(通勤車両)	60
合計	122

2-5 環境保全対策の実施方針

2-5-1 施設の存在・供用

施設の存在・供用時においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気汚染防止対策

- ・排ガス中のばいじん対策は、ばいじんを高効率に捕集するため、集じん機としてバグフィルタを採用する。
- ・排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素対策は、バグフィルタ入口煙道中に、消石灰等の薬剤を噴霧し中和反応処理を行い、反応後ばいじんとともに、ろ布で捕集・除去する方式を採用する。
- ・排ガス中の窒素酸化物対策は、発生要因を減らすため、ストーカ、二次燃焼室の二段階で燃焼するとともに、触媒反応塔においてアンモニア等の薬剤を吹き込み、窒素酸化物排出量の低減に努める。
- ・排ガス中のダイオキシン類対策は、再合成を回避するため、排ガスを急冷できる方式を採用する。また、バグフィルタ入口に活性炭を吹き込み、気体状のダイオキシン類についても吸着・除去する方式とした。
- ・排ガス中の水銀対策は、搬入する廃棄物の性状の把握と管理を徹底し適正処理を図る。また、バグフィルタ入口に活性炭を吹き込み、水銀を吸着・除去する方式とした。(排ガス処理方法においては暫定の計画であり、詳細設計により変更の可能性がある。)
- ・自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。
自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制に適合する車両を使用し、収集運搬業者にも指導する。
また、車両の更新時には可能な限り、低公害車の導入に努める。
- ・通勤車両についても、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。

(2) 排水処理対策

- ・プラント排水は、炉内温度調整のための噴霧水として全量再利用する計画とする。
- ・生活排水は下水道へ、雨水は屋根に降ったものは一部を回収し、事業場内の緑地へ散水し余剰分は下水道へ排水する。

(3) 騒音・振動対策

- ・蒸気タービンやブロアやファン等の大きな騒音を発生する機器は、防音対策を施した室内に設置する。また、モーター部に防音カバー等の設置、空気圧縮機は低騒音型を採用し、騒音発生抑制に努める。
- ・蒸気タービンやブロアやファン等の大きな振動を発生する機器は、強固な基礎などの適切な防振対策を施す。
- ・自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。
- ・焼却灰及びばいじん等、施設から発生する廃棄物の運搬車両は、運搬効率の向上等により走行台数抑制に努める。
- ・通勤車両についても、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図る。

(4) 低周波音対策

- ・大きな低周波音が発生する可能性のある機器は、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意する等の対策を行う。

(5) 悪臭対策

- ・廃棄物を保管する廃棄物ピット及びストックヤードは屋内に設置し、建屋外に臭気が漏洩することを防止する。また、廃棄物ピット内の臭気を焼却炉の燃焼用空気として押込送風機により吸込むことで、廃棄物ピット内を負圧にし、臭気の漏洩を防ぐとともに炉内の高温により臭気を熱分解する。
- ・当社の廃棄物運搬車両等は、悪臭の漏洩を抑制するため、カバー使用などを励行し、持ち込み業者についても同様の悪臭防止措置を要請し運搬する。

(6) 景観対策

- ・施設の意匠、色彩は、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮したものとする計画である。また、敷地面積に対して20%以上の緑地を確保する。

(7) 廃棄物対策

- ・施設の供用時に発生する焼却灰及びばいじんは、大栄環境グループの施設にて適正に処分する。灰出ヤード内にてコンテナに受け、搬出時はシートで覆うことで飛散流出対策に努める。
- ・事務所から発生する廃棄物は可能な限り発生抑制に努めるとともに、リユース・リサイクルを徹底し、減量化を図る。
- ・施設の設計は、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用することとし、分離しやすく再生利用が容易な資材を用いる。
- ・施設の設定機器に用いる資材は、長期使用が可能なものを採用する。

(8) 危険物対策

- ・危険物等の保管は、防液堤を設けた地下タンクとするか、地上に設置する場合は、貯蔵タンクには防液堤を設けるなど、万一の流出時においても外部への流出防止を計画し、安全性の確保に努める。

(9) 地球温暖化対策

- ・熱エネルギーを回収して発電を行う計画であり、発電電気は施設等で有効利用する(ZEB と合致した考え方)。また、余剰分については非化石エネルギー源として地元地域で有効利用することを検討している。
- ・施設の機器導入に当たっては、可能な限り省エネ型とすることで二酸化炭素排出の抑制を図る。また、可能な限り発電効率が高い設備を選定し、適切に運転管理及び点検を実施することで高効率な発電の維持に努める。
- ・車両の更新時には、可能な限り、低公害車の導入に努める。
- ・リサイクル施設（破碎選別施設）の破碎処理後物（可燃物）は、遠方まで運んで処理するのではなく、事業敷地内に併設するエネルギー回収施設（焼却施設）で処理することで、車両走行に伴う温室効果ガスの低減を図る。

2-5-2 工事の実施

工事の実施においては、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。

(1) 大気汚染防止対策

- ・工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。
- ・建設機械は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による大気汚染物質の排出を未然に防ぎ、高負荷運転を避け、大気汚染物質の発生を抑制する。
- ・工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。
- ・工事車両の退出時におけるタイヤ洗浄の励行や必要に応じてカバーを使用することで粉じん発生・飛散防止に努める。
- ・工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止については周知・徹底する。また、自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制に適合する車両を使用するよう工事業者に指導する。

(2) 排水処理対策

- ・工事区域に降る雨水や工事車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を下水道（雨水幹線）へ排水する。また、セメントミルク等の地盤改良剤の使用に伴い、特殊排水等が発生する場合には、加えて pH 調整等を行う。
- ・工事事務所からの生活排水については下水道（汚水幹線）へ排水する。

(3) 土壌汚染対策

- ・旧クリーンセンターの解体撤去に伴い忠岡町が実施した「土壌汚染状況調査」の結果を基に事業計画地の状況を把握する。土壌汚染が判明した場合は、周辺環境への影響がないよう適切な措置を講じる。汚染土壌を掘削除去する場合、当該土壌については、許可を有する汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。
- ・汚染土壌を掘削除去する場合は、掘削の工法や運搬方法などについても法令に準拠して行う。
- ・搬入する廃棄物及びその処理後物は適正に管理することや有害物質の地下浸透防止対策を講じる。

(4) 騒音・振動対策

- ・工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。
- ・工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。
- ・近隣への工事騒音の影響を軽減させるために、防音シート等の設置を行う。
- ・建設機械は、可能な限り敷地境界から離して設置するとともに、アイドリング禁止を励行する。
- ・工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしない計画とする。

(5) 廃棄物・発生土対策

- ・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。
- ・資材の再利用に努めるとともに、極力発生抑制ができる工法及び資材の選定を行う。
- ・掘削工事に伴う発生土は、汚染されていなければ埋戻しや盛土等への再利用を徹底する他、大栄環境グループの最終処分場の覆土材等として利活用する。汚染されていれば大栄環境グループの汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。
- ・作業員による飲食等のごみの発生抑制に努めるよう周知徹底を図る。

(6) 地球温暖化対策

- ・CO₂排出低減建設機械や低炭素型建設機械を使用することに努める。
- ・建設機器のアイドリングストップの徹底、工事車両の走行に当たってはエコドライブの推進等、作業員への指導を行うと共に、日常点検や整備等を徹底し、性能維持に努める。
- ・工事事務所において不要な照明の消灯、室内の冷暖房設定温度を調整することにより消費電力を低減する。
- ・工事車両について、適正な車種、規格を選定することで効率化を図り、車両数を削減するよう努める。

2-5-3 解体工事中

旧クリーンセンターの解体・撤去工事に当たっては、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」(平成 30 年 8 月、社団法人日本保安用品協会)や「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成 13 年環廃対 183 号)等に従い、以下に示すダイオキシン類の飛散防止、環境保全対策を実施し、周辺地域の環境に影響を生じないように実施する。

- ・解体対象施設のダイオキシン類による汚染状況の事前評価を行い、その結果を踏まえて、適切な管理区域等を決定する。
- ・管理区域ごとの作業場所の分離や密閉・養生を行うとともに、作業場所や粉じん等の湿潤化を行い、解体作業に伴う粉じんやダイオキシン類の飛散を防止する。
- ・ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等は、チャコールフィルタ等で適切な処理を行った上で、排出基準に従い、大気中に放出する。
- ・解体作業により生じるダイオキシン類により汚染された排水は、排水基準値(10pg-TEQ/L)を満たすことが可能な処理を行った後、排水する。
- ・ダイオキシンの汚染が除去された又は除去する必要のない解体物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分する。
- ・粉じん等汚染物及びダイオキシン類汚染解体物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、廃棄物の種類に応じて分別して排出し、処分する。
- ・分別作業に際しては、サンプルのダイオキシン類分析結果を参考にし、それぞれの汚染状況に応じて関係法令に基づき処理又は処理されるまでの間一時保管を行う。
- ・付着除去作業及び解体作業によって生じた汚染物は、飛散防止措置を講じた上で、密閉容器に密封し、特別管理産業廃棄物として、適正に処分を行う。
- ・解体工事前後に環境調査を実施し、周辺環境への影響がないことを確認する。

なお、現行施設の解体前にアスベストの事前調査を実施し、アスベストが確認された場合は適切に処分する。